

介護予防・日常生活支援総合事業報酬改定に伴う算定・加算の変更一覧

(令和6年4月～)

サービス種別	項目	変更内容
【A6・A7】 通所型サービス（国基準） 通所型サービス A	基本単位数の変更	
【A2・A6】 訪問型サービス（国基準） 通所型サービス（国基準）	【新設】 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算
【A2】 訪問型サービス（国基準）	基本単位の算定構造の変更	【改定前】 （月額・回数共通） 週 1 回程度、週 2 回程度、週 2 回を超える程度の区分での基本単位設定 （サービス内容による区分はなし） 【改定後】 （月額） 週 1 回程度、週 2 回程度、週 2 回を超える程度の区分での基本単位設定 （回数） サービス内容による区分での基本単位設定（標準的な内容、生活援助が中心である場合）
	【変更】 同一建物減算	【改定前】 同一建物減算 所定単位数の 10%減算 【改定後】 同一建物減算 1 所定単位の 10%減算 同一建物減算 2 所定単位の 15%減算 同一建物減算 3 所定単位の 12%減算
	【新設】 口腔連携強化加算	50 単位
【A3】 訪問型サービス A	廃止	
【A6】 通所型サービス（国基準）	【新設】 業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算
	【変更】 同一建物減算(回数単位の設定)	【改定前】 同一建物減算 1 376 単位減算(1 月につき) 同一建物減算 2 752 単位減算(1 月につき) 【改定後】 同一建物減算 1 376 単位減算(1 月につき) 同一建物減算 2 752 単位減算(1 月につき) 同一建物減算 3 94 単位減算(1 回につき)

【A6】 通所型サービス（国基準）	【新設】 送迎減算	47 単位減算(片道につき)
	【廃止】 運動器機能向上加算	
	【新設】 一体的サービス提供加算	480 単位
	【廃止】 選択的サービス複数実施加算	
	【廃止】 事業所評価加算	
【A7】 通所型サービス A	【廃止】 運動器機能向上加算	
	【変更】 同一建物減算	<p>【改定前】</p> <p>A1 回数・同一(通所Ⅰ) 80 単位減算 A2 回数・同一(通所Ⅱ) 82 単位減算 A1 月額・同一(通所Ⅰ) 350 単位減算 A2 月額・同一(通所Ⅱ) 718 単位減算 A1 日割・同一(通所Ⅰ) 52 単位減算 A2 日割・同一(通所Ⅱ) 107 単位減算</p> <p>【改定後】</p> <p>A 回数・同一(通所Ⅰ・Ⅱ) 91 単位減算 A1 月額・同一(通所Ⅰ) 366 単位減算 A2 月額・同一(通所Ⅱ) 738 単位減算</p>
	【新設】 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算
	【新設】 業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算
	【新設】 送迎減算	43 単位減算(片道につき)

(令和6年6月～)

サービス種別	項目	変更内容
【A2・A6】 訪問型サービス	【廃止】 介護職員処遇改善加算	
(国基準) 通所型サービス	【廃止】 介護職員等特定処遇改善加算	
(国基準)	【廃止】 介護職員等ベースアップ等支援加算	
	【新設】 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の245/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の224/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の182/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 所定単位数の145/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1) 所定単位数の221/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2) 所定単位数の208/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3) 所定単位数の200/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4) 所定単位数の187/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5) 所定単位数の184/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6) 所定単位数の163/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7) 所定単位数の163/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8) 所定単位数の158/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9) 所定単位数の142/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10) 所定単位数の139/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11) 所定単位数の121/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12) 所定単位数の118/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13) 所定単位数の100/1000加算 介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14) 所定単位数の76/1000加算